

個別資産利活用方針

No.2017-10

財産名称	栗山庁舎	担当課	栗山行政センター	行政財産
所在地	日光市日蔭575番地	根拠法令	日光市支所及び出張所設置条例	
土地情報				
敷地面積(㎡)	9.295	所有	市有地	その他
利用目的				
庁舎				
財産の現状				
・建築から40年以上も経過していることから、現在の耐震基準を満たしていない。また、老朽化が著しく、雨漏りや、配水管の水漏れなど機械設備等にも修繕が必要となっている。				
財産経過等				
栗山庁舎建設事業により新庁舎が別の場所に建設され、平成31年3月までには完成予定であり、その後庁舎機能を移転する。				

No.	該当財産名称	主構造	階層	建築年度	耐用年数	耐震	延床面積(㎡)
1	栗山庁舎	RC造	3	1971	50	未	2,083.95
2							
3							
4							
5							
延床面積 総計(㎡)							2,083.95

<p>位置図</p> 	<p>写真等</p> 
--	---

利活用方針	
1 資産利活用の方向性	新庁舎移転後は、施設自体を閉鎖。引き続き市有財産として保有。 建物については、行政目的としては使用せず、時期を調整して解体する。
2 当該方向性の理由	建物については、築後45年以上経過し、未耐震であることから、利活用は適さず、解体することが望ましい。 土砂災害特別警戒区域であり、売却対象にはあまり相応しくないことから、引き続き市有財産として保有する。建物については、将来的に解体するものとするが、解体後の跡地活用計画はなく、付属道路からの侵入を防げば、安全面からは、解体の緊急性が低いことから、解体時期については、他の解体施設と調整して判断するものとする。
3 資産活用の具体的手法	建物閉鎖。普通財産移管。 市有財産として適正な維持管理を行う。
4 その他利活用に関し必要な事項	※土地土砂災害警戒区域、建物土砂災害特別警戒区域